

議員提出第二十二号議案

速やかな取調べの可視化の実現を求める意見書

平成二十一年五月に裁判員裁判が開始された。この制度は、法律の専門家ではない市民が裁判員として刑事裁判に参加することで、裁判に健全な市民感覚や社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されている。

裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとって分かりやすいものである必要がある。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。

このような見地から、取調べの可視化は不可欠なものである。なぜなら、取調べの状況が検証可能となり、これにより初めて裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になしうるようになるからである。

こうした中、検察庁や警察庁では、取調べの可視化の試行がなされているが、取調べの可視化により、密室での取調べに伴って発生するおそれのある自白強要や虚偽自白とともに、現在も後を絶たないえん罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものである。

また、可視化先進国では、取調べの可視化により、供述の信頼性が増し、警察の取調べに対する信頼が高まったとの意見もある。

よって、国会及び政府におかれては、取調べの一層の適正化を図るため、試行による問題を検証し、速やかに取調べの可視化を実現するよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年九月二十日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
法務大臣	滝実殿
国家公安委員会委員長	松原仁殿